特に定めた契約条件（ゼロ債務負担行為）

第１　この工事は、　　　　年度から　　　　年度にわたるものである。

第２　　　　　年度の支払いは0円とし（前払金、部分払いを含む）、残額は、

　　　　　　年度に支払う。

第３　受注者は、前払金を受けようとする場合、工事の完成期限を保証期限とした公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社の発行する保証証書を発注者に提出しなければならない。

　　　保証期限の開始は、契約締結日の属する年度の翌年度の４月１日からとし、前払金及び部分払金の請求においても同日以後とする。

第４　発注者は、予算上の理由等により、第２の支払限度額を変更することができる。